

文京区立明化小学校等改築工事 (Ⅱ期解体)

(文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱)
に関する説明資料

令和 5 年 8 月

【本件担当・問い合わせ先】

文京区 教育委員会教育推進部 学務課
TEL： 03-5803-1296

文京区 施設管理部 整備技術課
TEL： 03-5803-1275

～ 目次 ～

1. 解体工事概要及び解体工事範囲図
2. 案内図及び近隣説明範囲図
3. 解体工事の進め方イメージ
4. 工程表
5. 作業時間及び休日について
6. 工事車両動線計画図
7. 解体工事計画図、参考写真
8. 解体工事要領
9. 石綿について
10. 家屋調査について

～ 1. 概要 ～

1. 工事件名 文京区立明化小学校等改築工事
2. 工事場所 文京区千石一丁目 13 番 9 号
3. 工期 II 期解体：令和 5 年 9 月 1 日（予定）～令和 6 年 4 月 15 日（予定）
（全体工期：令和 2 年 7 月 3 日 ～ 令和 8 年 10 月 30 日）
5. 発注者 文京区長 成澤 廣修
6. 設計・監理者 株式会社 佐藤総合計画
7. 施工者 飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体

8. II 期解体工事概要 解体撤去建物及び施設

- a. 校舎棟 : 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 延面積 1,332 m²
- プール・体育館 : 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 延面積 640 m²
- 幼稚園 : 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 延面積 896 m²
- その他 : 倉庫等
- b. 外構施設解体工事
- c. 設備機器撤去工事
- d. 石綿処理に係る工事
- e. 樹木撤去工事

～ 1. 概要 ～

9. 連絡先

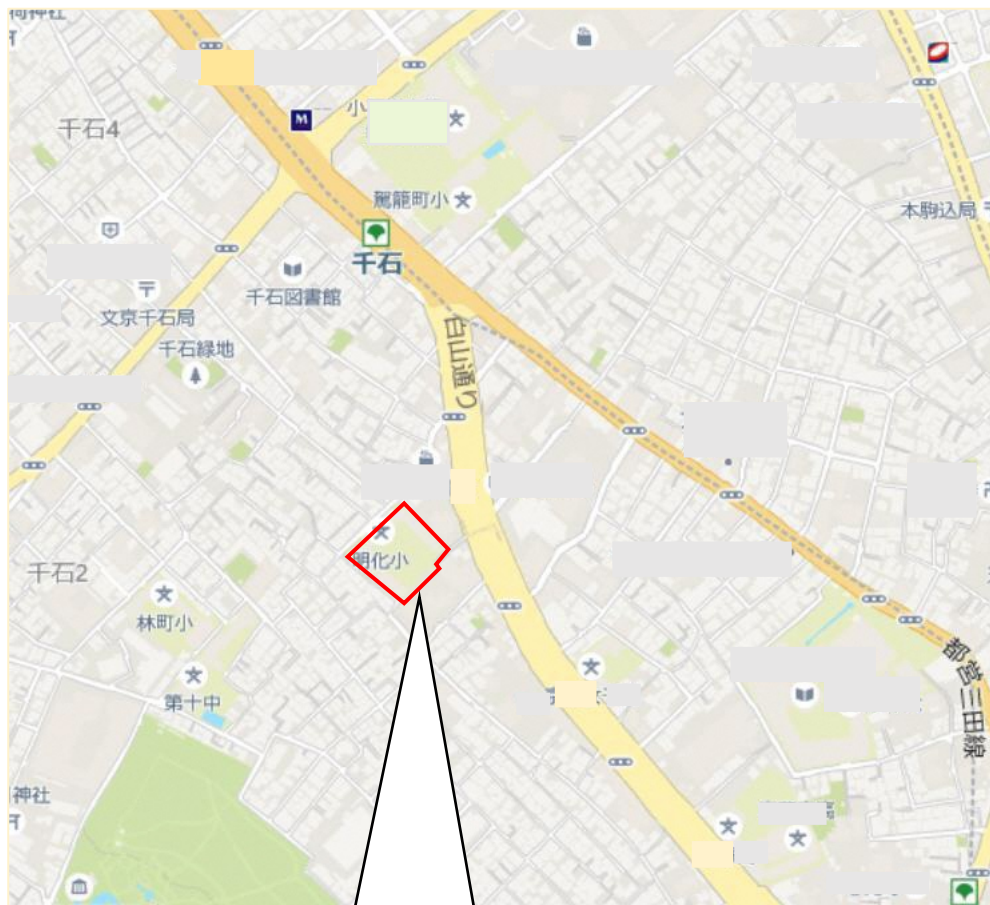
- (1) 文京区 教育委員会教育推進部 学務課
担当 伊藤・遠藤
TEL : 03 - 5803 - 1296

- (2) 文京区 施設管理部 整備技術課
担当 菅原・安藤
TEL : 03 - 5803 - 1275

- (3) 解体工事業者
飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体
現場代理人 坂本
監理技術者(現場担当) 高橋
TEL : 03 - 6902 - 0996

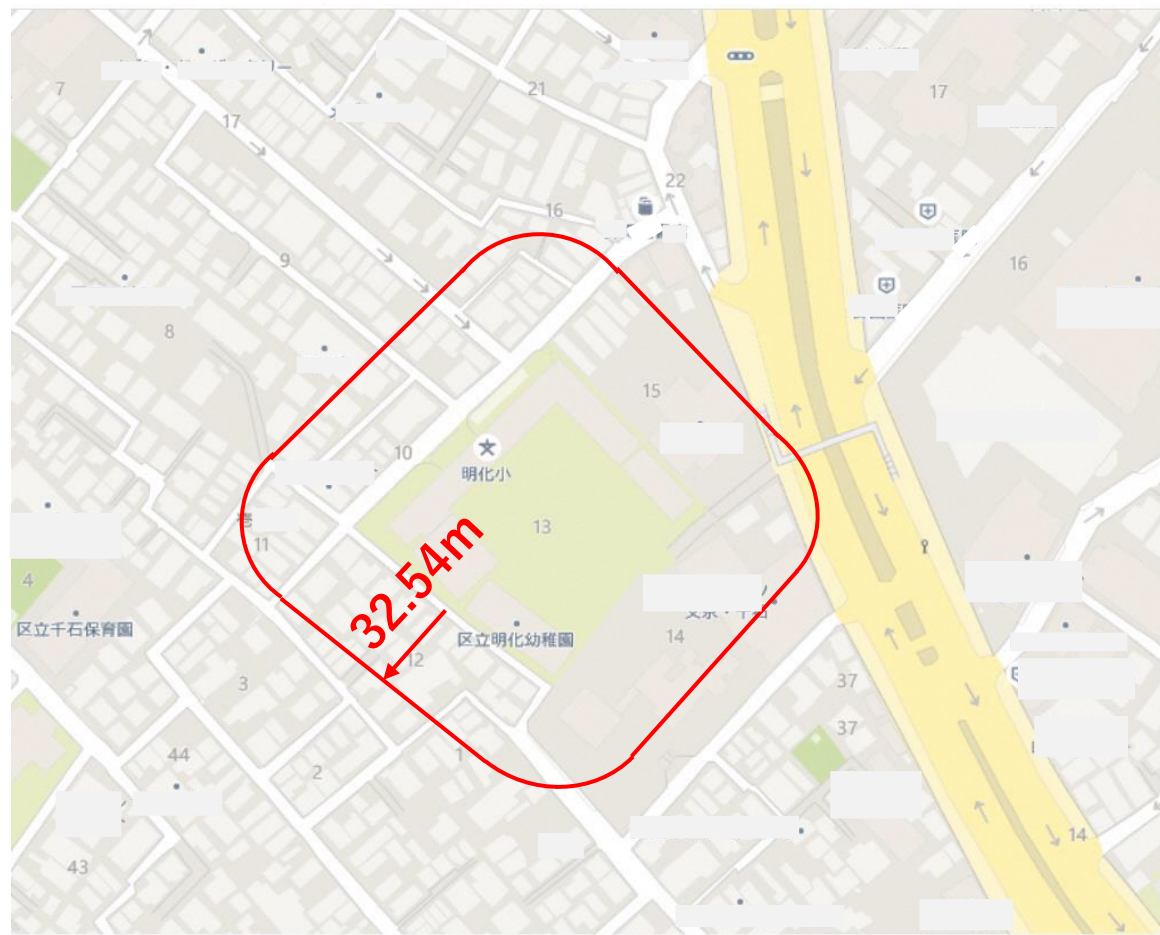
～ 2. 案内図及び近隣説明範囲図 ～

案内図



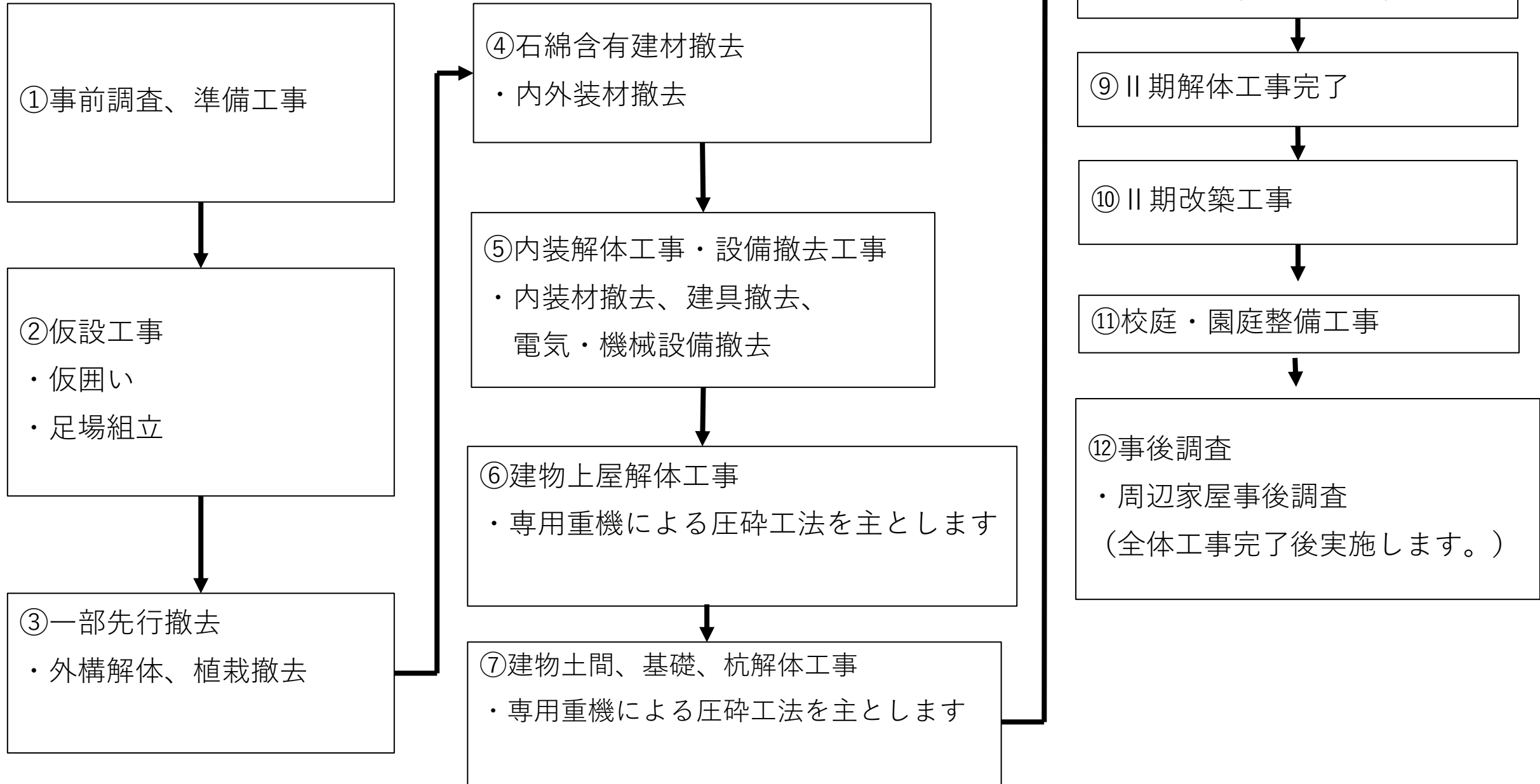
文京区立明化小学校等改築工事
東京都文京区千石一丁目 13 番 9 号

近隣説明範囲図

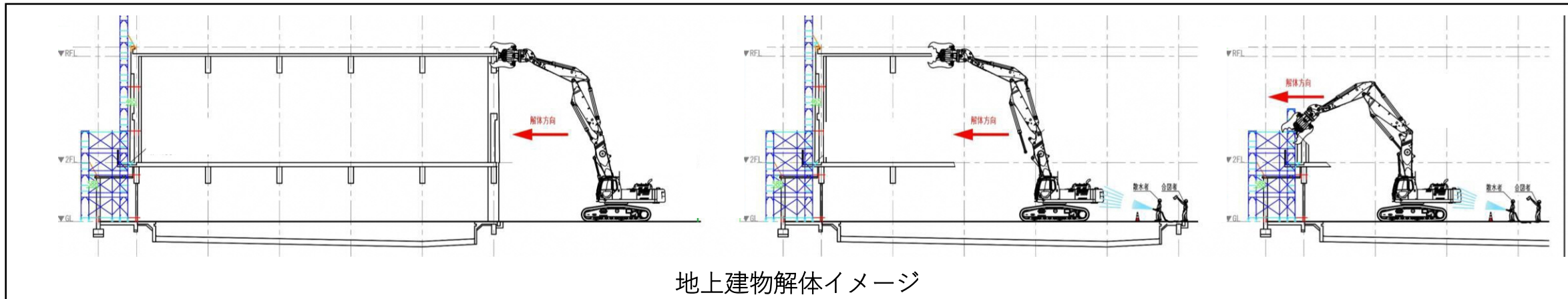


近隣説明範囲
32.54m
解体建物高さ(16.27m)の 2 倍

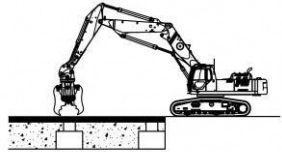
～ 3. 解体工事の進め方 ～



3. 解体工事の進め方 イメージ ～

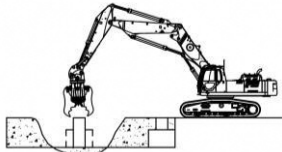


地上建物解体イメージ



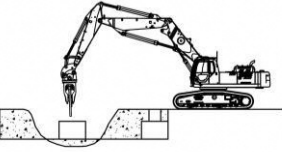
1. 土間解体

- 土間コンクリートを「重機ではがし
(はがれないところは圧砕工法で解体しながら
コンクリートを圧砕工法で小割する



2. 地中梁解体

- 地中梁周辺を布張りして
地中梁を圧砕工法で縁切りし
掘り起こしてGL上に集積して圧砕解体する



3. 基礎解体

- 基礎も地中梁と同様に作業を行う
(ジャイアントブレイカー使用)

土間・基礎解体イメージ

杭解体イメージ

～ 4. 工程表 ～

解体工事工程表

工 種	日 程	II 期工事	令和5年 2023年/9月					10月				11月				12月				令和6年 2024年/1月				2月				3月				4月				5月			
			8/21	4	11	18	25	2	9	16	23	6	13	20	27	4	11	18	25	8	15	22	29	5	12	19	26	4	11	18	25	1	8	15	22	7	14	21	28
II 期解体フロー																																							
仮囲い設置			← 仮囲い設置 →																																				
樹木、外構、一部先行撤去			← 先行撤去 →																																				
外部養生足場架設			← 足場架設 →																																				
内装解体・設備撤去			← 内装・設備撤去 →																																				
石綿含有建材除去			← 石綿含有建材除去 →																																				
地上部分解体			← 地上部分解体 →																																				
土間基礎撤去			← 土間基礎撤去 →																																				
既存杭撤去			← 杭撤去 →																																				
樹木、外構、外周擁壁撤去			← 外構、樹木、外周擁壁撤去 →																																				
整地・片付け																																							
資機材・解体材搬出入車両			← 4tほか 6台程度/日 →												← 10tほか 15台程度/日 →																								

※解体工事終了後は、II 期改築工事となります。

～ 5. 作業時間及び休日 ～

1. 作業時間

解体工事の作業時間は原則として月曜日～金曜日の8:00～18:00とします。7:30～8:30は朝礼・準備作業とし、搬出入は原則として9:00以降に行います。

18:00～18:30は片付け・清掃作業とします。

※交通事情、作業の都合等、やむを得ない理由により点検、作業を行う場合があります。

2. 休日

土曜日、日曜日、祝日は原則として作業を行いません。

※強風・豪雨・その他 やむを得ない理由により点検、作業などを行う場合があります。

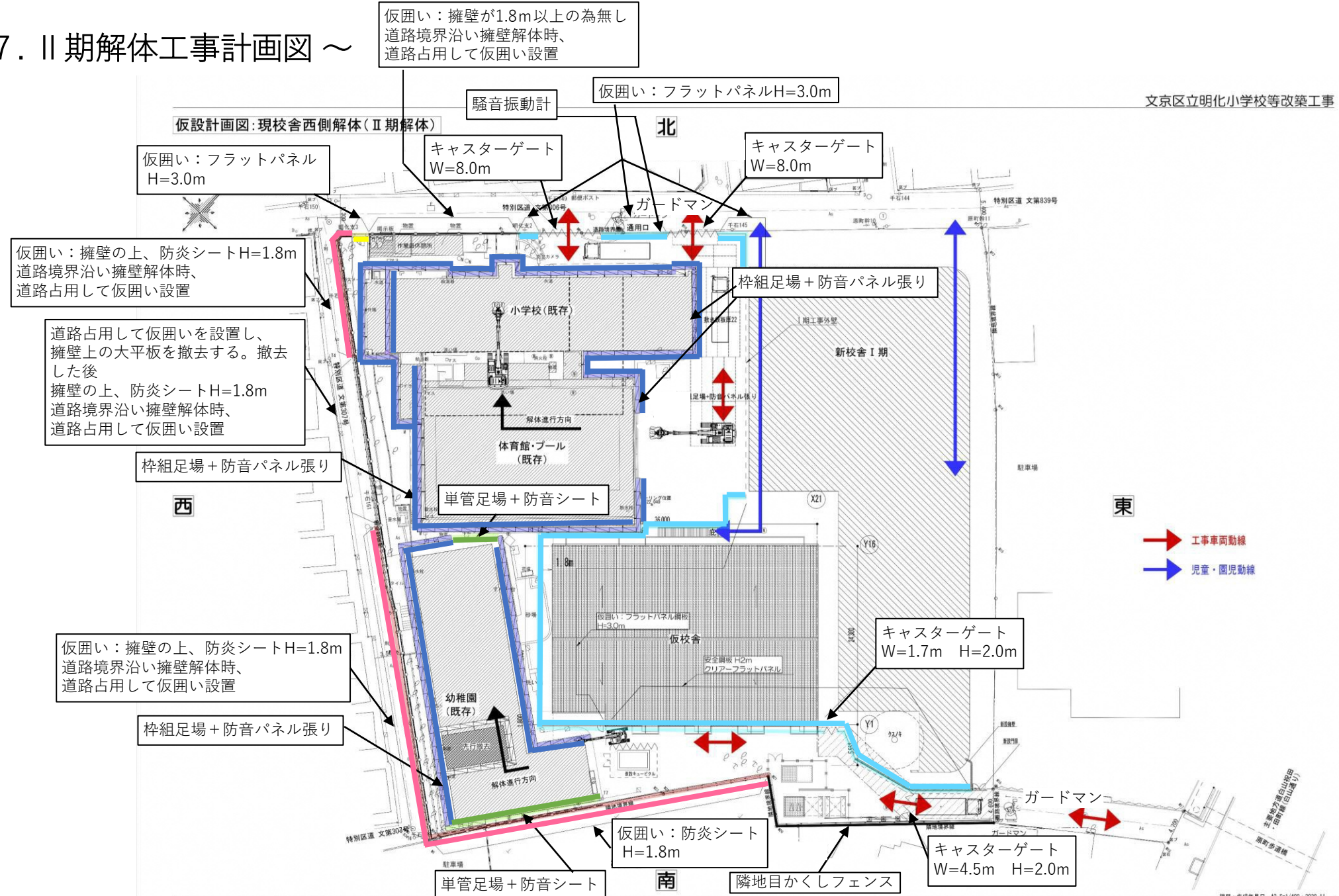
現場には、週間工程表（作業お知らせ看板）を掲示いたします。

6. 工事車両動線計画図 ～



-  搬入車両動線
-  搬入車両動線 (小型車両のみ)
-  搬出車両動線
-  現場出入口

～ 7. II期解体工事計画図 ～



仮囲い：擁壁が1.8m以上の為無し
道路境界沿い擁壁解体時、
道路占用して仮囲い設置

騒音振動計
仮囲い：フラットパネルH=3.0m

仮設計画図: 現校舎西側解体 (II期解体)

仮囲い：フラットパネル
H=3.0m

カスターゲート
W=8.0m

カスターゲート
W=8.0m

仮囲い：擁壁の上、防災シートH=1.8m
道路境界沿い擁壁解体時、
道路占用して仮囲い設置

道路占用して仮囲いを設置し、
擁壁上の大平板を撤去する。撤去
した後
擁壁の上、防災シートH=1.8m
道路境界沿い擁壁解体時、
道路占用して仮囲い設置

桝組足場+防音パネル張り

単管足場+防音シート

桝組足場+防音パネル張り

西

東

→ 工事車両動線
→ 児童・園児動線

仮囲い：擁壁の上、防災シートH=1.8m
道路境界沿い擁壁解体時、
道路占用して仮囲い設置

桝組足場+防音パネル張り

カスターゲート
W=1.7m H=2.0m

仮囲い：防災シート
H=1.8m

単管足場+防音シート

隣地目かくしフェンス

カスターゲート
W=4.5m H=2.0m

南

～ 7. 参考写真 ～



建物解体及び散水養生 参考写真(1期解体)



防音パネル養生 参考写真(1期解体)



騒音・振動計 参考写真

～8. 解体工事要領～

1. 工事の工法

- ・ 内部造作撤去は人力、機械併用で行い分別解体し場外に搬出致します。
建物及び外構施設は地上部分、地中部分共に主に油圧による圧砕機にて解体し、コンクリートガラ、鉄筋等に分別し場外に搬出いたします。
石綿含有建材がある部分につきましては、石綿含有建材撤去後、解体いたします。
圧砕機の使用できない場所については部分的にブレーカー等にて解体します。
- ・ 擁壁・隣地境界塀は撤去範囲と残置範囲の境に切り込みを入れます。
主に圧砕機を使用し砕きながら解体を行い、コンクリートガラ、鉄筋等に分別し場外に搬出いたします。圧砕機の使用できない場所については部分的にブレーカー等にて解体します。

2. 現場管理等

- ・ 敷地境界外周に仮囲い(防災シートH1.8m フラットパネル H 3 m) を設置します。
- ・ 工事関係車両は、工事敷地内の北側ゲート及び南側ゲートから搬入出を行います。
- ・ 解体工事においては工事敷地付近の道路には工事車両の駐車、待機はいたしません。

～ 8. 解体工事要領 ～

3. 騒音・振動対策

- ・ 解体工事時は北側搬出入ゲート付近の道路側から見える位置に騒音振動計を設置し騒音振動の現状を把握しながら工事を行います。
- ・ 使用する重機は低騒音型とします。
- ・ 解体建物には防音パネル及び防音シートを設置します。
- ・ 車両につきましては、アイドリングストップを徹底します。
- ・ 騒音規制法、振動規制法及び東京都環境確保条例を遵守します。
- ・ 作業時の機械運転時は振動の低減に努めます。
- ・ 重機、大型車両の移動は低速とし、タイヤ車両動線の土の面に鉄板を敷く等により重機・車両から発生する振動の防止に努めます。

～ 8. 解体工事要領 ～

4. 粉じん・交通安全対策

(1) 粉じん対策

- ・ 解体建物には防音パネル及び防音シートを設置し飛散養生します。
- ・ 解体作業中は砕いている場所に散水することで粉じんが広がらないようにします。
- ・ カッター入れ等の際は集塵機で粉じんを吸い込みながら行います。

(2) 交通安全対策

- ・ 工事現場の仮設ゲート入口付近に交通誘導員を設置します。
- ・ 午前の通学時間帯は工事車両の搬入出は行わず、午後の通学時間帯は交通誘導員の誘導により安全を確保します。

～ 9. 石綿除去工事 ～

1. 石綿除去工事

(1) 石綿除去工事

- ・ 石綿除去については、大気汚染防止法等の法令に則り、飛散防止対策措置を講じることにより適正に撤去します。なお、廃棄物についても廃棄物処理法等の法令に則り飛散性のある吹付材、保温材は特別管理型産業廃棄物として適正に処理を行い、その他石綿含有建材は通常の産業廃棄物として適正に処理を行います。

(2) 石綿含有建材・使用箇所

- ・ プール更衣室天井に吹付材、幼稚園の配管エルボに保温材が使用されています。内装材、配管、外壁、軒裏、塀にその他石綿含有建材が使用されています。

・ 吹付材（レベル1）の使用箇所の例

吹付石綿 : プール更衣室天井

・ 保温材、断熱材（レベル2）の使用箇所の例

配管 : 幼稚園配管エルボ

・ その他石綿含有建材（レベル3）の使用箇所の例

フレキシブルボード	: 校舎天井
配管パッキン、ガスケット	: 幼稚園配管
ゴムシート	: 幼稚園床
シーリング	: 体育館外壁目地、窓枠
プラスター塗り、塗装	: 校舎内壁、天井、塀
リシン	: 外壁、軒裏
大平板	: 塀

～ 9. 石綿 ～

1. 石綿除去工事

(3) 石綿飛散防止養生方法

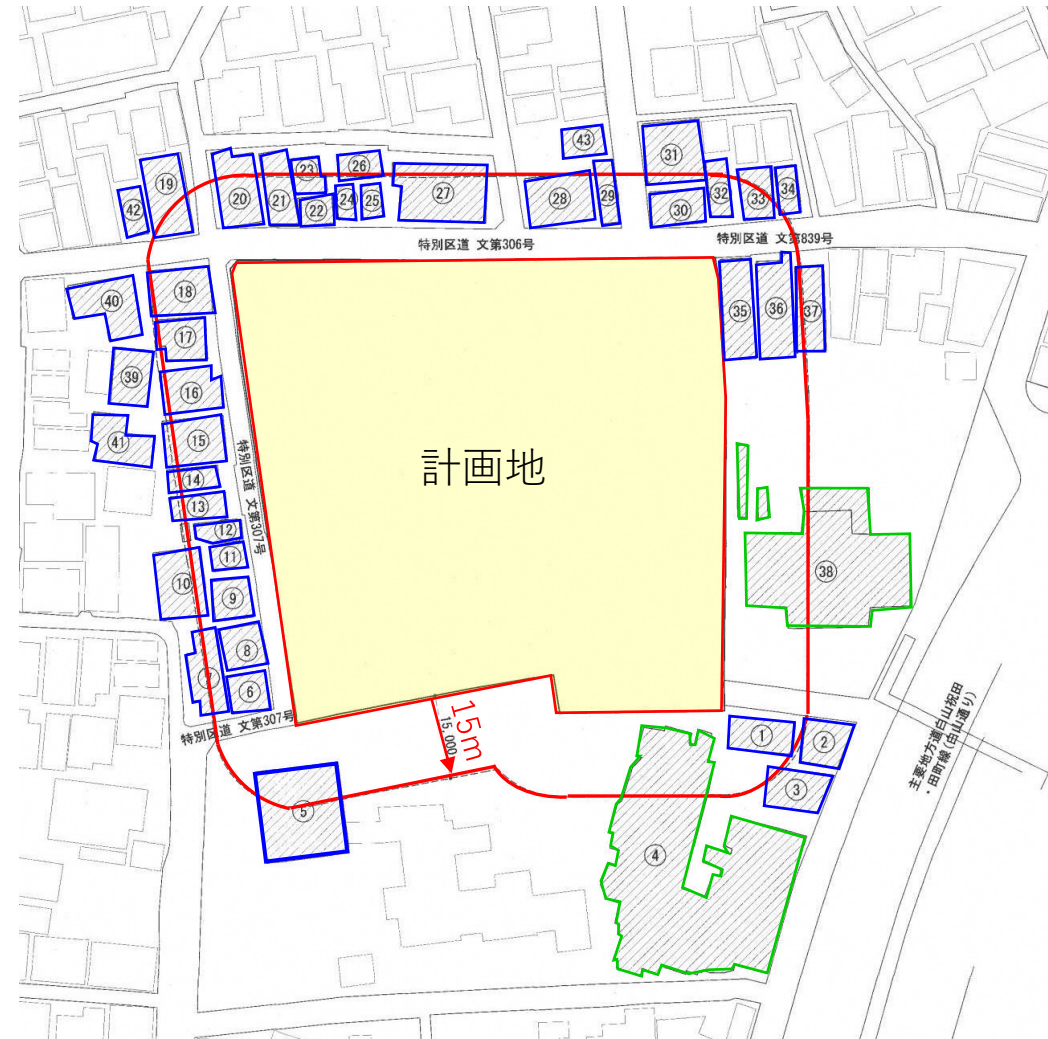
- ・ 石綿の除去作業場所はシートを隙間無く被う等して周辺と隔離します。
除去作業中は、HEPAフィルター(超高性能エアークリナー)を装備した吸引装置で粉じんをろ過し、施工箇所を常に負圧にし、除去面は飛散防止剤を散布し湿潤状態にする等、飛散防止を行います

(4) 石綿浮遊濃度測定

- ・ 工事場所の敷地境界線及び除去作業場所で作業前・作業中・作業後に第三者の専門検査機関に石綿浮遊濃度測定を行います。

～ 10. 家屋調査 ～

計画地に近接する（敷地境界線より 15 m 以内）の皆様には、Ⅰ期工事前に家屋調査をご案内済です。
全体工事が完了後、事後調査を実施する予定です。



内外部調査予定家屋



外部調査予定家屋

専門調査会社
中央環境株式会社
TEL 03-5291-7871
担当者 大屋敷